



## 収支報告書

令和  年分  
(令和 年月 日開催分)

1 政治団体の名称  
(ふりがな)

ひがい かとう ゆうえんかい  
東 勝義 後援会

2 主たる事務所の所在地

鹿児島県指宿市山川武川1255番地 4

3 代表者の氏名

東 勝義

4 会計責任者の氏名

東 勝義

事務担当者の氏名

(電話)

(電話)

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月	日から
令和 年 月	日まで

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政 党 の 支 部
<input type="checkbox"/>	政 治 資 金 団 体
<input type="checkbox"/>	政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2
<input type="checkbox"/>	第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 团 体
<input checked="" type="checkbox"/>	そ の 他 の 政 治 团 体
<input type="checkbox"/>	そ の 他 の 政 治 团 体 の 支 部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2 以上 の 都 道 府 縿 の 区 域 等
<input checked="" type="checkbox"/>	同 一 の 都 道 府 縍 の 区 域 内

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政 治 資 金 規 正 法 第 19 条 の 7 第 1 項 第 1 号 に 係 る 国 会 議 員 関 係 政 治 团 体
<input type="checkbox"/>	政 治 資 金 規 正 法 第 19 条 の 7 第 1 項 第 2 号 に 係 る 国 会 議 員 関 係 政 治 团 体
公職の候補者の氏名	
公職の種類	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令 和 年 月	日 か ら
令 和 年 月	日 ま で

(その2)

## 取 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。  
繰越のない場合は「0」とすること。

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	A (①+②)	十億	百万	866038
(前年からの繰越額)	①			866038
(本年の収入額)	②			0
支 出 総 額	B			794827
翌年への繰越額	A - B			71201

## 2 収入項目別金額の内訳

## (1) 個人の負担する党費又は会費

金 領	十億	百万	千	円
員 数 (党費又は会費を納入した実人数を記載すること)				

## (2) 寄 附

ア 寄 附 (イ を 除 く。) の 区 分	金	額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億	百万	
[ う ち 特 定 寄 附 ]			
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附			内訳は(その7)へ
(ウ) 政 治 团 体 か ら の 寄 附			
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)			
[ 寄 附 の う ち に よ る も の ]			内訳は(その8)へ
イ 政 党 区 名 寄 附			内訳は(その9)へ
合 計 (ア + イ)			

法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表						
項 目	金 額				備 考	
1 経 常 経 費	十億	百万	千	円		
(1) 人 件 費						
(2) 光 热 水 費			9 7 9 0			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			2 5 0 3 7			
(4) 事 務 所 費			2 1 6 0 0			
小 計			1 0 6 4 2 7	① ((1)~(4)の合計)		
2 政 治 活 動 費	十億	百万	千	円		
(1) 組 織 活 動 費			5 1 4 0 0			
(2) 選 举 関 係 費			2 9 8 3 7 0			
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費			3 3 8 6 4 0	ア~エの合計を記載すること		
ア 機関紙誌の発行事業費						
イ 宣 伝 事 業 費			3 3 8 6 4 0			
ウ 政治資金パーティー開催事業費						
エ そ の 他 の 事 業 費						
(4) 調 査 研 究 費						
(5) 寄 附 ・ 交 付 金						
(6) そ の 他 の 経 費						
小 計			6 8 8 4 1 0	② ((1)~(6)の合計)		
合 計			2 9 4 8 3 7	①+②		

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

内訳は様式  
(その14)へ  
政治資金管理団体および個人選員

関係政治団体のみ

内訳は様式  
(その15)へ

(その15)

### (3) 政治活動費の内訳

支用の目的		金額			年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
使用料	土地	直力	7	50000	R4/2/7	成川自沿区区長 町口義幸	指宿市成川成川1182-1	①
使用料			7	200	R4/2/8	指宿市 COCODIけいじゅ	指宿市十二町2290	②
交際費			7	35000	R4/10/1	李彩 けんきち	指宿市湯の浜1-7-10	③
〃			7	11200	R4/1/29	上敷領商店	指宿市山川小川1111b20	④
この頁の小計								
その他の支出								
合 計				5 / 1400				← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

← (その13) の「組織活動費」の額と一致すること

(備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 選挙関係費( )				
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
車上運動費	千位	百万	¥	750000	平成6/8	山口克子	指宿市東町10514-7	(1)	
弁当代			¥	27560	平成6/4	前田商店	指宿市山川岡兜ヶ水1889-3	(2)	
弁当代			¥	24700	平成6/5	スーパーやまと	指宿市山川大山3499	(3)	
トーフ代			¥	9550	平成6/5	末谷豆腐店	指宿市山川城山1187-6	(4)	
弁当代			¥	60000	平成6/9	上敷領商店	指宿市山川小川650	(5)	
弁当代			¥	260000	平成6/9	有限会社やまと商店	指宿市山川入船町17	(6)	
飲食代			¥	1800	平成6/9	せんせん	指宿市山川岡兜ヶ水	(7)	
本菓子代			¥	1800	平成6/23	コスモス 山川店	指宿市山川小川1503	(8)	
本菓子代			¥	1960	平成6/15	ゆうかりの樹	指宿市山川大山 1024-8	(9)	
この頁の小計									
その他の支出									
合 計			¥	98370					

← (その13) の「選挙関係費」の額と一致すること

- (備考)
- 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
  - 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。
  - 3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

### (3) 政治活動費の内訳

項目別区分 宣傳事業費 (

← (その13) の「宣伝事業費」の額と一致すること

(備考) 1 一件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び本たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについて、**「その他の支出」**欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その17)

## 資産等の状況

## I 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。  
 2 「有」に記入した場合、項目別に様式(その18)に内訳を記載すること。

## 宣誓書

添付書類(別添のとおり)

① 領収書等の写し

2 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、眞実に相違ありません。

令和 5年 7月 26日

政治団体の名称

東勝義後援会

会計責任者の氏名

東勝義

代表者の氏名(解散団体のみ)

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。  
2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。